

## 明祥福祉センター・明祥公民館 部屋利用受付開始日

※福祉団体利用 福祉団体登録のある団体利用

- ・福祉団体利用の申請には「福祉団体登録証」が必要です。
- ・福祉団体登録には所定の条件があります。

※一般利用 福祉団体利用以外の利用

※福祉センターの部屋

集会室1・2、多目的室

※公民館の部屋

実習室、多目的ホール、第1・2・3会議室、文化室、  
芸能室、和室

年	受付開始月日	抽選会場	事務室	1階談話コーナー	
		明祥福祉センター		明祥公民館	
		福祉団体利用	一般利用		
令和7年	4月1日(火)	7月分	6月分	7月分	
	5月1日(木)	8月分	7月分	8月分	
	6月1日(日)	9月分	8月分	9月分	
	7月1日(火)	10月分	9月分	10月分	
	8月1日(金)	11月分	10月分	11月分	
	9月2日(火)	12月分	11月分	12月分	
	10月1日(水)	1月分	12月分	1月分	
	11月1日(土)	2月分	1月分	2月分	
	12月2日(火)	3月分	2月分	3月分	
令和8年	1月4日(日)	4月分	3月分	4月分	
	2月1日(日)	5月分	4月分	5月分	
	3月1日(日)	6月分	5月分	6月分	

明祥公民館（明祥プラザ内） 〒444-1221 安城市和泉町大下38番地1  
 電話 0566-92-3521 FAX 0566-92-5774